

個人住民税(市民税・府民税)・森林環境税 特別徴収事務の取扱要領



京丹後市役所 市民環境部税務課

電話：0772-69-0180【直通】

HP：https://www.city.kyotango.lg.jp/

◆特別徴収とは

特別徴収とは、給与支払者（会社・事業所など）が納税義務者（納税義務のある従業員等）の給与から税金を差し引いて、納税義務者に代わって納める制度をいいます。これに対し、納税義務者本人が納める方法を普通徴収といいます。退職などにより、毎月の給与から差し引けなくなった場合は、普通徴収に変更する必要があります。

令和 6 年中の所得に対して課税される市民税・府民税・森林環境税（以下、「市民税等」という。）を、給与支払者（会社・事業所など）が、令和 7 年 6 月から令和 8 年 5 月の 12 ヶ月にわたり、従業員等の毎月の給与から月割額を差し引き、納税義務者（従業員等）が令和 7 年 1 月 1 日現在に住所を有する市区町村に納めていただきます。令和 7 年 1 月 2 日以降に納税義務者の居住地が変わっても、納入先は変わりません。

なお、給与所得者の場合、原則として特別徴収により給与支払者が市民税等を納めることと定められています。（地方税法第 321 条の 4）

※京都府内の市町村は、平成 30 年度から、原則としてすべての事業者を、特別徴収義務者として一斉指定しています。

詳しくは京都府ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/>)をご覧ください。

◆令和 7 年度の特別徴収にかかる注意点

令和 6 年度の市民税等の特別徴収において、定額減税の対象となる納税義務者（従業員等）については 7 月分から徴収を行っていただきましたが、令和 7 年度の市民税等の特別徴収は、従来どおり 6 月分からの徴収となります。6 月分の納付額及び納期限にご注意ください。

※ただし、令和 6 年度に定額減税の対象外だった「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」に係る定額減税（前年中の合計所得金額が 1,000 万円を超える納税者と生計を一にする配偶者で、配偶者自身の前年中の合計所得金額が 48 万円以下の方）については、令和 7 年度に定額減税が実施されます。その対象者については、昨年度と異なり 6 月分からの徴収となります。

◆令和 6 年度から「森林環境税」(国税)の課税が始まりました

森林環境税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性を考慮し、森林整備やその促進のための施策の財源として活用するために導入されるもので、年額 1,000 円が市民税・府民税の均等割と併せて徴収されます。なお、これまで防災のための施策に要する費用の財源を確保するための市民税・府民税の引上げ措置として、均等割に加算されていた年額 1,000 円は令和 5 年度をもって終了しましたので、令和 5 年度までの均等割の額と総額は変わりません。

◆特別徴収税額の通知

特別徴収により市民税等を納めていただく事業所には、納税義務者ごとの月割額を記載した「市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)」を 5 月中旬に送付します。6 月分から翌年 5 月分までの各月に支払われる給与から徴収してください。

(1) 給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書とは

- ・京丹後市で課税されることが決定した従業員等の年税額を記載した通知書です。
- ・通知書には「特別徴収義務者用(給与支払者用)」と「納税義務者用(本人用)」の 2 種類があります。
- ・特別徴収義務者用(水色)は給与支払者用です。納入時の金額をご確認ください。
- ・納税義務者用(緑色)は、ミシン目に沿って切り離し、開封せずにご本人さまにお渡しください。

◆給与所得者の異動があった場合

退職・休職等により、給与の支払いを受けなくなった従業員がいる場合は、必ずその事由が発生した日の翌月 10 日までに「給与所得者異動届出書(以下、異動届出書)」を提出してください。

「異動届出書」の提出が遅れると、督促状が届く原因になります。また税額変更や普通徴収への変更処理が遅れた結果、納税者に多額の納付書が届くことになります。

(1) 異動届出書が必要なとき

- ①従業員の給与から市民税等を引くことができなくなった場合
⇒ 例) 従業員が退職・休職・転勤・長欠したとき
- ②給与の支払いができなくなった場合
⇒ 例) 会社が解散・倒産したとき
- ③会社の合併や個人事業主が法人成りした場合(所在地等変更届出書を一緒に提出)

(2) 「異動届出書」を京丹後市へ提出すればどうなるのか

- ①京丹後市へ「異動届出書」を提出することで、従業員の市民税等の納入方法が「特別徴収」から「普通徴収」へ変更となります。
また、従業員の転勤や会社の合併等により給与支払者が変更になったときは、「異動届出書」を提出することにより、転勤先で引き続き「特別徴収」をすることができます。
- ②「異動届出書」を提出すると、翌月に京丹後市から「税額変更通知書」を送付します。事前に更正後の金額で納入される場合等については、納入書記載金額を二重線で訂正または白

地の納付書を使用して納入ください。

(3)「異動届出書」の提出にかかる留意点

- ①異動届出書をご提出いただいた場合、翌月の「税額変更通知書」で変更内容をお知らせするため、異動内容が定まり次第「異動届出書」を提出していただくようご協力をお願いします。
- ②転勤した納税者が、転勤先で引き続き特別徴収を希望する場合は、転勤先の給与担当係と連絡・調整のうえ、遅滞なく「異動届出書」を提出してください。
※必ず新しい給与支払者の所在地及び名称、電話番号、月割額をいつから徴収するのか、所定欄に記載をお願いします。

(4)「異動届出書」の入手方法

- ①京丹後市役所税務課もしくは各市民局で配布しています。
- ②京丹後市役所ホームページからダウンロードすることもできます。

(5) 提出方法及び提出先

- ①提出方法 ⇒ 郵送または持参
- ②提出先 ⇒ 京丹後市役所税務課
(郵送先) 〒627-8567
京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

◆特別徴収をはじめるとき

年度途中に入社した従業員等の市民税等の特別徴収を始めるときは、「特別徴収対象者追加依頼書」を提出してください。

(1)「特別徴収対象者追加依頼書」を提出すればどうなるのか

「特別徴収対象者追加依頼書」を開始を希望される月の前月 20 日までに提出することで、従業員の市民税等の納入方法を「普通徴収」から「特別徴収」へ変更することができます。

(2)「特別徴収対象者追加依頼書」の提出に関する留意点

普通徴収では年 4 回納付ですが、普通徴収の納期限が過ぎた期分は、特別徴収に切り替えることができません。

(3)「異動届出書」の入手方法

- ①京丹後市役所税務課もしくは各市民局で配布しています。
- ②京丹後市役所ホームページからダウンロードすることもできます。

(4) 提出方法及び提出先

- ①提出方法 ⇒ 郵送または持参
- ②提出先 ⇒ 京丹後市役所税務課
(郵送先) 〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

◆従業員が退職し出国される場合（主に外国人の方が該当）

当年の1月1日現在、京丹後市に住所を有する方は、退職して出国された場合でも次年度の市民税等が課税されます。

該当の方がいる場合については、「納税管理人届」により納税管理人指定の手続きをしていただくようご協力をお願いします。

「納税管理人」とは、納税義務者から納税に関する手続きを委任された者のことで、法人等の事業所も指定することができます。

海外転出する前の市民税等の手続きについて

（１）納税通知書が送付された後に海外転出する場合

海外転出する際に納付すべき税額（以下、「残税額」という。）がある方は、事前に手続きが必要です。

海外転出前の本人の市民税等の納付方法によって、次のとおり手続きが異なります。

① 市民税等が給与から天引きされている方（特別徴収の場合）

本人に当てはまる納付方法を次の中から選んで、市民税等を納付してください。

（ア）海外転出後も残税額の給与天引きが継続できる場合（海外赴任等の場合）

市民税等が継続して天引きされますので、手続きは必要ありません。

（イ）海外転出時に残税額を給与から一括で天引きする場合（退職等の場合）

一括徴収できる場合は、異動届を提出してください。

（ウ）海外転出後は残税額の給与天引きが継続できない場合

退職等の理由で海外転出後に市民税等の給与天引きができない場合は、異動届を提出していただき、②の普通徴収の納付方法で納付してください。

② 市民税等を自分で納付している方（普通徴収の場合）

次の中から納付方法を選んで、市民税等を納付してください。

（ア）納税管理人による納付

本人に代わって税金を納付する人（納税管理人）を定める方法です。

「納税管理人届」を提出してください。

（イ）納付書納付

出国前に納付することが可能である方は、納付書を発行しますので、お問い合わせください。

◆特別徴収義務者に社名変更・移転などの異動があった場合

特別徴収義務者が社名変更や移転登記等をした場合には、「特別徴収義務者所在地等変更届出書」の提出が必要になります。

（１）提出が必要なとき

①名称を変更したとき

②所在地を変更したとき

③特別徴収に係る書類の送付先を指定・変更・取消しするとき

- ④吸収合併されたとき
- ⑤個人事業から法人化したとき
- ⑥個人事業で、その事業主が交代したとき

(2) 提出書類

特別徴収義務者所在地等変更届出書

(3) 「特別徴収義務者所在地等変更届出書」提出に関する留意点

- ①提出期限の定めは設けていませんが、変更が生じた場合、速やかに提出をお願いします。
- ②名称変更・所在地変更の場合、お手元の納入書を最後まで使用してください。

(4) 「特別徴収義務者所在地等変更届出書」の入手方法

- ①京丹後市役所税務課もしくは各市民局で配布しています。
- ②京丹後市役所ホームページからダウンロードすることもできます。

(5) 提出方法及び提出先

- ①提出方法 ⇒ 郵送または持参
- ②提出先 ⇒ 京丹後市役所税務課
(郵送先) 〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

◆特別徴収税額の徴収方法

「令和 7 年度給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」を送付された特別徴収義務者（給与支払者）は、通知書に記載されている令和 8 年 5 月までの納税者別の月割額を、給与の支払いをする際に納税義務者（従業員）から徴収してください。また、変更を行った月以前の分の納入書は送付しませんので、月割額を変更（納入書記載額を二重線で訂正または白地の納入書を使用）の上、納入をお願いします。

(1) 月割額が変更となったとき

修正・更正等により、月割額を変更する場合、変更通知書によりお知らせいたしますので変更後の月割額を徴収して、変更後の納入書で納入してください。

(2) 1 月 1 日以降に退職した場合

原則、本人の申し出がなくても 5 月分までを一括徴収して納めていただくことになります。12 月 31 日以前に退職した場合も本人の承諾を得て、できるだけ退職時に 5 月分まで一括徴収していただくようご協力をお願いします。

◆特別徴収税額の納入

納税義務者から徴収した月割額の合計額、および退職所得に係る市民税・府民税は、通知書に同封される「市民税・府民税・森林環境税特別徴収納入書」（以下、納入書）により、徴収した月の翌月 10 日（納期限が土・日・祝日の場合、翌営業日）までに、次頁に記載された取扱金融機関の本店・支店、または京丹後市役所もしくは最寄りの市民局にて納入してください。

※取扱金融機関一覧

京都銀行

京都北都信用金庫

京都農業協同組合

但馬信用金庫

京都府信用漁業協同組合連合会

郵便局・ゆうちょ銀行（近畿 2 府 4 県に限る）

※指定金融機関のない地域で郵便局を利用して納入する場合は、市が郵便局を指定する必要があります。お手数ですが、当初に納入される際、別紙の「指定通知書」に利用される郵便局名を記載のうえ、貴事業所から利用される郵便局に直接提出していただき、納入してください。

◆地方税共通納税システムによる電子納税

令和元年 10 月から、eLTAX の地方税共通納税システムを活用して、複数の地方公共団体へ個人住民税特別徴収分を一括して電子納税することができるようになりました。

詳しくは、eLTAX ホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

地方税共通納税システムとは

地方共通納税システムとは、すべての都道府県・市区町村へ、事業所等のパソコンから電子納税ができる仕組みで、eLTAX（地方税ポータルシステム）を通じて納税ができます。

地方共通納税システムのメリット

- ・全ての地方公共団体へ電子納税ができます。
- ・ダイレクト納付(事前に登録された金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方式)ができます。
- ・金融機関窓口などへのお出かけが不要となります。
- ・地方公共団体の指定する金融機関以外の金融機関からも納税できます。
- ・手数料は無料です。

お問い合わせ先

地方税共通納税システムについては、eLTAX のホームページをご覧ください。また、ご不明な点は、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

eLTAX ヘルプデスク

電話番号 0570-081459

受付日 月～金（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）

受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

◆納期限を過ぎると

納期限(徴収した月の翌月 10 日)までに納入されない場合は、京丹後市税条例の規定に基づき、延滞金が加算されます。

◆納期の特例

給与の支払を受ける人が常時 10 人未満(他市町村在住者を含む)の事業所については、京丹後市長に対し申請書を提出し承認を受けた場合、年 2 回にまとめて納入することができます。

その場合は、6 月分から 11 月分を 12 月 10 日までに(11 月分納入書にて)、12 月分から 5 月分を 6 月 10 日までに(5 月分納入書にて)納めることになります。

※すでに承認を受けている事業所については毎年申請する必要はありません。

※承認を受けていても、従業員の数が増加するなどの理由で該当しなくなった場合は取消申請書の提出が必要です。なお、納期の特例が承認された後に、京丹後市の徴収金の滞納や納入遅延等があると納期の特例が取消になる場合があります。

◆退職所得に係る市民税・府民税について

退職所得に対する市民税・府民税については、所得税と同様に、他の所得と区分して退職手当等を支払う際にその支払者が税額を計算し、特別徴収することとされています。退職手当等とは、退職手当、一時恩給等その他名称を問わず、退職することによって一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与をいいます。

(1) 納税義務者

退職した日等の属する年の 1 月 1 日現在、京丹後市内に住所を有する人のうち、退職手当等の支払を受ける人が納税義務者になります。

(2) 退職所得に係る市民税・府民税を課税(徴収)されない人

- ① 退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ② 退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在において、国内に住所を有しない方
- ③ 退職手当等の収入金額(支給額)が退職所得控除額より少ない方
- ④ 死亡により相続人に支払われる退職手当等(相続税法の規定により、相続税の課税対象となりますので市民税・府民税は課税されません。)

(3) 退職手当等の支払を受ける人の申告

退職手当等の支払を受ける人は、その支払を受ける時までに、「退職所得申告書」(所得税の「退職所得の受給に関する申告書」と同様式)をその支払者を経由して、退職した年の 1 月 1 日現在、住所を定める市町村長に提出しなければならないとされています。

ただし、この申告書は退職手当等の支払者が受理したとき市町村長に提出したものとみなされますので、必ず支払者の手元に保管しておいてください。

退職手当等の支払者は、この「退職所得申告書」をもとにして退職所得に係る市民税・府民

税（分離課税の所得割）の税額を計算してください。

（４）退職所得に係る市民税・府民税（分離課税の所得割）の算出

市民税所得割

$(\text{退職手当等} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得の金額（千円未満切捨て）}$

$\text{退職所得の金額} \times 6\% = \text{市民税所得割（百円未満切捨て）}$

府民税所得割

$(\text{退職手当等} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得の金額（千円未満切捨て）}$

$\text{退職所得の金額} \times 4\% = \text{府民税所得割（百円未満切捨て）}$

勤続年数 5 年以下の①役員等※の退職所得控除額を控除した後の金額及び②役員等以外で退職所得控除額を控除した後の金額が 300 万円を超える部分については 1/2 控除は廃止。

※役員等とは次に掲げる人をいいます。

1. 法人税法第 2 条第 15 号に規定する役員
2. 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
3. 国家公務員及び地方公務員

（５）注意事項

①退職所得控除額 80 万円未満の場合は、80 万円

②障害退職の場合は、100 万円を加算

③勤続年数の計算において 1 年未満の端数があるときは、これを 1 年に切り上げて計算します。

※詳しくは「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引き（平成 28 年 1 月 1 日以降適用）」をご覧ください。手引きが必要な場合は送付しますのでご連絡ください。

（６）退職所得に係る市民税・府民税の納入

①納入先

特別徴収した退職所得に係る市民税・府民税を、退職した年の 1 月 1 日時点で退職者が居住する市町村に納入してください。

②市民税・府民税納入申告書の記入

退職所得に係る市民税・府民税を納入するときは、必ず納入書の裏面の「市民税・府民税納入申告書」にも必要事項を記入してください。

なお、納入書をお持ちでない場合は、京丹後市役所税務課までお問い合わせください。

③納入期限

退職した日等の属する月の翌月 10 日（当日が土・日・祝日の場合、翌営業日）が納入期限です。